

青色申告

蒲田会報

No. 757

平成 30 年
6 月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川 慎 郎

源泉所得税の納期の特例を適用されている会員の方は、

1月から6月分の源泉税納付をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では6月25日(月)から7月10日(火)までの間(土・日を除く)、源泉関係の指導会を開催いたしますので、必要書類をお持ちの上ご来局ください。

なお、源泉所得税の納期の特例を適用されている方の1月から6月分の源泉所得税の納付期限は「7月10日(火)」です。1日でも納付が遅れますと、延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、領収済通知書(納付書)を税務署へ提出しなければなりませんのでご注意ください。

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際にその所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期期限までに、これを納付することになります。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年(西暦2037年に相当する)までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年(西暦2037年に相当する)12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

また、平成30年分から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しされました。合計所得金額が1,000万円を超える居住者については配偶者控除の適用はできない、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下に変更された等となります。詳しくは、次のページ「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて」をご参照ください。

【必要書類】

① 領収済通知書(納付書) ※税務署より送付されたものをご使用ください。

② 平成29年7月～12月分の領収済通知書(納付書)の控え

③ 平成30年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

※支給月日、総支給金額、算出税額を事前にご記入してください。

④ 平成30年分給与所得者の扶養控除(異動)申告書

※平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。市区町村に提出する給与支払報告書(個人別明細書)には、事業主の個人番号とともに、給与の支払を受ける者とその控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となりますので、必ず、従業員、青色事業専従者から提出してもらってください。

領収済通知書(納付書)や年末調整のしかたと同封されていた下記の書類は、平成29年より配布されておきませんので、源泉所得税の指導を受ける前に、事務局か、税務署や国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にて入手してください。

◇ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

◇ 「給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」

【会員募集中! お知り合いをご紹介ください】

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

(1) 配偶者控除

平成 30 年分以後の所得税について、控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています。

① 合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控 除 額
38 万円超 85 万円以下	38 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控 除 額
38 万円超 85 万円以下	26 万円
85 万円超 90 万円以下	24 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円
105 万円超 110 万円以下	11 万円
110 万円超 115 万円以下	8 万円
115 万円超 120 万円以下	4 万円
120 万円超 123 万円以下	2 万円

③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控 除 額
38 万円超 85 万円以下	13 万円
85 万円超 90 万円以下	12 万円
90 万円超 95 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円
105 万円超 110 万円以下	6 万円
110 万円超 115 万円以下	4 万円
115 万円超 120 万円以下	2 万円
120 万円超 123 万円以下	1 万円

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の整備

前記(1)及び(2)の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてその記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられました。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

平成30年度 税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

- ◇ 申込手続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)
 - 2 受付期間
平成30年6月18日(月)9時～平成30年6月27日(水) [受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成30年5月8日(火)～平成30年6月27日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

- ◇ 試験日
- 第1次試験 平成30年9月2日(日)
第2次試験 平成30年10月10日(水)～平成30年10月19日(金)のうち
指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に蒲田税務署総務課(TEL 03(3732)5151 内線306)までお尋ねください。

青色共済へのご加入をご検討ください!!!

青色共済は、疾病等による死亡・入院が発生したとき等にお見舞金が給付される、会員相互の助け合い制度です。85歳6ヶ月まで継続加入ができ、傘寿金の給付を受けて自動脱退となります。

蒲田会で加入されている方に対する平成29年度のお支払は、1,630,500円で、「青色共済に加入していてよかった」との声をいただいております。入院等の請求手続きは簡便ですので、是非、ご加入の検討をお願いします。

青色共済会費は、月額1人1,000円。便利な口座振替をご利用いただけます。

また、青色共済加入者は、健康診断「青色ドック」の標準検査を特別料金で受診できます。

新規のご加入資格は、加入時現在、健康で正常に業務に従事している昭和27年11月2日～平成15年11月1日までに生まれた青色申告会員、専従者、従業員の方です。

【当会の役員はボランティアで活動しております】

都税だより

☆6月、固定資産税・都市計画税

第1期分の納期です(23区内)

平成30年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(金)に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、7月2日(月)までにお納めください。クレジットカードでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

☆平成30年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてのお知らせ(23区内)

①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置については、平成30年度も継続します。④税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置については、平成32年度まで継続します。⑤耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置については、適用期限を平成31年度末まで2年延長します。

☆固定資産に関する証明が平成30年5月1日から変わります!(23区内)

平成30年5月1日(火)から、固定資産に関する証明の手数料と表示方法が次のとおり変わります。(対象となる証明:固定資産評価証

明、関係(公課 証明、物件証明)

1 手数料の改定

1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合の、2件目以降の手数料が引き下げられます。改定後は、1件目は400円、2件目以降は1件につき100円となります。ただし、2件目以降が100円となるのは、所有者及び資産が所在する区が同じ場合に限ります。また、「土地又は家屋」「償却資産」の別ごとに400円かかります。

2 表示方法の変更

土地又は家屋に関する証明の表示が、証明1枚につき最大3件表示に変更されます。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎夏季軽装の実施について

地球温暖化対策、消費電力削減等の推進のため、5月1日より役職員の夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)ならびに事務局内の冷房の適温化(室温28度を目安に設定する)を実施しております。事務局にお越しの際は、取り組みへのご理解のほど、よろしく願います。

◎会費の口座振替をご利用の方へ

5月23日(木)に平成30年4月～9月分(12,000円)の会費が指定口座から引落しされた方は、忘れずに租税公課等で経費計上してください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。ため、「領収書」は発行いたしません。

一般社団法人

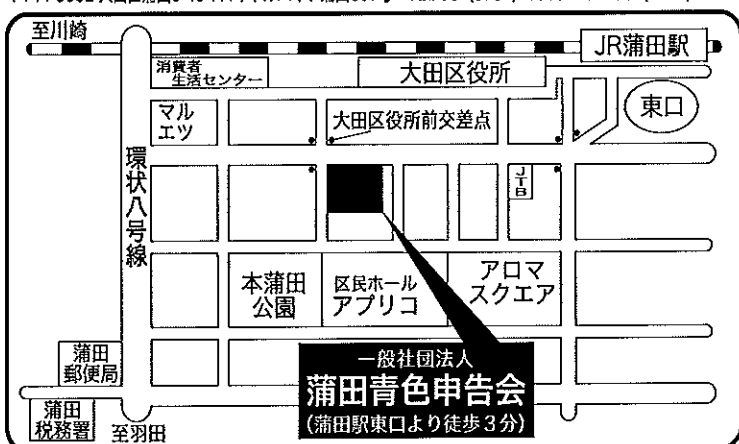
蒲田青色申告会

入会金 2,000円

会費 年額24,000円

(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



五月 事業報告

一〇日 監査会
執行部会
一四日 理事会
一七日 東青連常任役員会・東京青色申告会館
二四日 蒲田間税会通常総会・台湾菜館 弘城
二八日 大田地区租税教育推進協議会総会
蒲田税務署

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

6月25日(月)に平成30年8月～10月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。ため、「領収書」は発行いたしません。